

日岡山公園育苗園講習会場の使用に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、加古川市が設置する日岡山公園育苗園講習会場（以下「講習会場」という。）の使用に関して、必要な事項について定める。

(使用目的)

第2条 講習会場の使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 本市が推進する「花とみどりのまちづくり」に関する講習会等の開催
- (2) 本市が推進する「花とみどりのまちづくり」に寄与する団体の会合等の開催
- (3) 日岡山公園の景観維持に貢献している団体の会合等の開催
- (4) 加古川市建設部公園緑地課が主催する講習会等の開催
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者が特に必要と認めるもの

(使用日時等)

第3条 使用可能な日時は、次のとおりとする。ただし、施設管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 使用日 加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1号に規定する市の休日を除く日
- (2) 使用時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 使用人数 60人以内

(使用許可等)

第4条 講習会場を使用しようとする者は、日岡山公園育苗園講習会場使用許可申請書（様式第1号）を日岡山公園管理事務所に提出し、許可書の交付を受けなければならない。ただし、一年度に限り年間の活動計画に基づく育苗園講習会場使用予定申告書（様式第2号）の提出により、使用許可申請に代えることができる。

2 使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしない。

- (1) 第2条の使用目的に該当しないとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 施設又は附属施設を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

3 使用許可を変更又は取下げるときは、日岡山公園管理事務所に報告しなければならない。

(使用料)

第5条 講習会場の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用許可を受けた者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、附属設備又は備品等を破損し又は破壊しないこと。
- (2) 備品等を無断で移動しないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気の使用又は喫煙をしないこと。
- (4) 所定場所以外で飲食をしないこと。
- (5) 暴力を振るう等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品等の販売又は展示をしないこと。
- (7) その他施設の管理運営に支障のある行為をしないこと。
- (8) 使用後は清掃、消灯及び戸締りを徹底すること。
- (9) 来園の際は、所定の駐車場に駐車すること。

(施設破損等の届出)

第8条 使用者は、施設、設備等を破損し、又は著しく汚損した場合には直ちに日岡山公園管理事務所に届出なければならない。

(損害賠償責任)

第9条 使用者は、この規定に定める事項に違反し、若しくは故意又は過失により損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

(日岡山公園育苗園講習会場利用規定の廃止)

2 日岡山公園育苗園講習会場利用規定(平成28年5月12日付決定)は廃止する。